

風力発電事業に係る環境影響評価手続の着実な実施について
(FIT 制度における運転開始期限の設定等に伴う対応等)

29 保電安第 53 号
環政評発第 1804021 号
平成 30 年 4 月 2 日

経済産業省産業保安グループ電力安全課
環境省大臣官房環境影響評価課

平成 30 年 4 月 1 日に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）の一部を改正する省令」により、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第 9 条第 3 項第 1 号の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画（以下「事業計画」という。）の認定の基準として、認定を受けた日から 4 年の期限（環境影響評価法に基づく環境アセスメントが必要な場合は 8 年の期限）までに風力発電設備の運転を開始する事業計画であることが定められた。

また、同日に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件」（平成 29 年経済産業省告示第 35 号）により、風力発電設備に係る調達価格が変更される事業計画の変更について、出力の増加（運転開始前において接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を増加しなければならない場合を除く。）及び運転開始前における 10kW 以上かつ 20%以上の出力の減少（接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を減少しなければならない場合を除く。）とされた。

環境保全に配慮した風力発電所全体の位置及び規模、風力発電所における各発電設備の出力及び配置、並びにその他の対象事業の内容（以下「事業内容」という。）の検討を十分に行わず、FIT 法に基づく手続を進めた場合には、認定取得後に、環境影響評価手続を踏まえて風力発電所の事業内容の変更を要する事態となる可能性がある。このため、平成 29 年 7 月に通知した「風力発電事業に係る環境影響評価手続の着実な実施について（FIT 申請時期の運用変更等に伴う対応等）」（平成 29 年 7 月、経済産業省商務流通保安グループ電力安全課、環境省総合環境政策局環境影響評価課）に示した別添事項に留意しつつ、環境保全と両立した事業の円滑な実施に万全を期されたい。

(参考)

「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁、平成30年4月改訂）

第2章 第1節 1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続

- FIT法に基づく認定は他法令における許認可等を担保するものではないため、関係法令及び条例の許認可の手続等の中で、計画の実現が困難になる可能性や、発電設備の設置場所や発電出力などが変更となる可能性があることに留意されたい。
- 認定取得後から運転開始までの間に発電出力を変更すると、調達価格が変更される場合があり、例えば運転開始後に発電出力を増加させた場合、運転開始前に発電出力を10kW以上かつ20%以上減少させた場合は、当該変更の認定時点の調達価格が適用されることとなる。

風力発電事業に係る環境影響評価手続の着実な実施について
(FIT 申請時期の運用変更等に伴う対応等)

平成 29 年 7 月 4 日

1. FIT 申請及びその認定と環境影響評価手続は相互に独立して行われるものであり、その認定を受けているかどうかに関わらず、可能な限り早い段階から、有識者ヒアリング、現地調査及び地元等からの意見聴取に関する結果を踏まえて、環境影響に十分配慮した事業内容を検討すること。
2. 方法書の作成にあたっては、風力発電所全体の位置及び規模、各風力発電設備の出力及び配置、並びにその他の対象事業の内容を極力具体的に示した上で、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言も得つつ、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法を取りまとめることが重要であること。
なお、方法書の段階で具体的な事業内容が定まっていない場合には、各風力発電設備の出力や基数の上限と下限、配置の複数案を示すこと等により、環境影響評価に係る調査、予測及び評価が的確に実施できるようになること。
3. 方法書の作成並びにそれを踏まえた環境影響評価に係る調査、予測、評価及び環境保全措置の検討にあたっては、大臣勧告等の趣旨を十分に踏まえること。
4. 方法書作成後、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）作成にあたり、事業計画に変更が生じる場合は、変更内容に応じた調査等を実施するとともに、その結果を十分に説明するため、調査結果等を経緯とともに準備書に明記すること。
5. 準備書の公告後において事業計画を変更することは、調査、予測及び評価の再実施につながる可能性があるなど、円滑な事業実施にも関わる効果的で効率的な環境影響評価に影響を及ぼすことから、極力これを避けること。このため、準備書の作成にあたっては、環境影響評価に係る調査、予測及び評価を踏まえて慎重に事業内容を検討し、環境影響に配慮した事業内容を可能な限り具体化し、それを準備書に記載すること。
なお、大臣勧告等を踏まえ、環境影響を回避又は低減するために事業計画の変更が必要となる場合には、それを適切に実施すること。

(別添)

6. 環境影響評価手続を進める中で、事業計画を具体化していく際には、大臣勧告等の趣旨等を十分に理解し、必要な場合には、その確認等を行った上で進めることが重要であること。